

気 経 第 103 号
平成20年2月5日

各部局長 殿

気象庁総務部長

指名停止等措置に係る苦情処理手続要領の制定について

指名停止等措置に係る苦情処理手続については、「公共工事に関する入札契約の適正化について」（平成17年11月2日中央建設業審議会入札契約の適正化に関する検討委員会）のⅡ．Ⅲ）3．（1）において、指名停止を苦情処理の対象に含めるよう指摘されたところであり、中央公共工事契約制度運用連絡協議会において平成18年2月14日付けで「指名停止等措置に係る苦情処理手続中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」が採択されたところである。

ついては、同モデルを受け、別添のとおり「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」を定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

（別添）

指名停止等措置に係る苦情処理手続要領

（対象となる措置）

第1条 本手続による苦情処理の対象となる措置は、次に掲げるものとする。

- 一 気象庁所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成6年12月1日付け気経第777号。以下「措置要領」という。）の規定による指名停止（期間及び措置対象区域の変更を含む。以下単に「指名停止」という。）
- 二 措置要領の規定による警告又は注意の喚起（以下「警告等」という。）

（期間の計算）

第2条 期間の計算については、民法（明治29年法律第89号）の期間に関する

規定に従う。

- 2 期間の末日が、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日（第5条第1項及び第11条第1項において「休日」という。）に当たるときは、期間は、その翌日に満了する。

（指名停止の理由の明示及び苦情申立てについての教示）

第3条 部局長（措置要領第1条第1項の部局長をいう。以下同じ。）は、措置要領第6条第1項の規定による通知において、指名停止の理由を明らかにするものとする。

- 2 部局長は、指名停止又は警告等を行う場合には、当該指名停止又は警告等につき苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

（苦情申立て）

第4条 指名停止又は警告等の措置を受けた者は、当該措置について、書面（次項及び第8条において「申立書面」という。）により苦情を申し立てることができる。

- 2 申立書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 申立者の商号又は名称並びに住所
- 二 申立てに係る措置
- 三 申立ての趣旨及び理由
- 四 申立ての年月日

- 3 苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

- 一 指名停止 当該指名停止の期間内
- 二 警告等 当該警告等の日の翌日から起算して2週間以内

（苦情申立てに対する回答）

第5条 部局長は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に書面により回答するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができるものとする。

（苦情申立ての却下）

第6条 部局長は、第4条第3項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、書面によりその申立てを却下することができるものとする。

（再苦情申立てについての教示）

第7条 部局長は、第5条第1項の規定による回答又は第6条の規定による却下をする場合には、第5条第1項又は第6条の書面に、再苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

(苦情処理結果の公表)

第8条 部局長は、第5条第1項の規定による回答をしたときは、申立書面及び同項の書面を速やかに公表するものとする。

(再苦情申立て)

第9条 第5条第1項の規定による回答又は第6条の規定による却下に不服がある者は、書面により、部局長に対して再苦情申立てをすることができる。

2 再苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

一 指名停止 当該指名停止の期間内（第5条第1項の規定による回答の翌日から当該指名停止の終期までの期間が2週間を下回る場合にあっては、当該回答の翌日から起算して2週間以内）

二 警告等 第5条第1項の規定による回答の翌日から起算して2週間以内

(入札監視委員会に対する審議依頼)

第10条 部局長は、再苦情申立てがあったときは、速やかに入札監視委員会に審議を依頼するものとする。

(再苦情申立てに対する回答)

第11条 部局長は、再苦情申立てを行った者に対し、入札監視委員会の審議を踏まえ、当該審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、書面により回答するものとする。

2 前項の回答は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

一 再苦情申立てが認められなかった場合にあっては、その旨及び理由

二 再苦情申立てが認められた場合にあっては、その旨及びこれに伴い部局長が講じようとしている措置の概要

(再苦情申立ての却下)

第12条 部局長は、第9条第2項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、書面によりその申立てを却下することができるものとする。

(再苦情処理結果の公表)

第13条 部局長は、第11条第1項の回答をしたときは、申立書面及び同項の書面を速やかに公表するものとする。

附 則

この通知は、平成20年2月5日以降に行う指名停止及び警告等から適用する。